

## 黒澤税理士事務所相続税申告書作成報酬料金表

### 1、基本報酬

①基本料金＋②相続人数基準＋③遺産総額基準＝報酬料金

			税抜：円
①基本料金			60,000
②相続人数基準	2人目から1人当たり		60,000
③遺産総額基準	遺産総額	7千万円以下	300,000
		1億円以下	400,000

※遺産総額基準について

遺産総額が、1億円を超えた場合には、1千万円につき2万円を加算させていただきます。  
尚、10億円を超えた場合には、個別に見積もりをさせていただきます。

※報酬料金算定の基準となる遺産総額とは、被相続人の死亡時における財産評価額で  
借入金等の債務を差引く前の金額です。「小規模宅地等の特例」や「特定事業用資産の特例」  
等の申告を要件とする特例を適用する前の金額となります。

### 2、加算報酬額

#### (1)土地評価報酬

路線価(宅地比準方式を含む)による評価報酬

簡易な物件	1評価単位につき	10,000
一般的な物件	1評価単位につき	30,000
複雑な物件	1評価単位につき	別途見積もり

#### (2)未上場株式の評価報酬

①原則的評価報酬 基本報酬＋土地の評価報酬

基本報酬

簡易な物件	100,000
一般的な物件	200,000
複雑な物件	別途見積もり

②配当還元方式 50,000

土地の評価報酬 上記2(1)を準用します

- ※1 財産の評価の際に資料の収集事務等について著しく時間を要する場合には、遺産総額基準について、100%相当額を限度として加算させていただく場合があります。
- ※2 延納、物納及び調査立会費用は別料金とさせていただきます。  
調査立会費用は1日につき40,000円(税抜)となります。
- ※3 計算結果、申告義務がないことが判明した場合には報酬料金から20%減額いたします。  
また、お客様の都合により作業を中断することとなった際には作業の進捗割合を上記金額に乗じた金額をご請求させていただきます。
- ※4 旅費交通費等の立替経費については業務終了後実費精算お願いいたします。